

議案第 5 5 号

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、清水町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更

清水町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の一部を次のとおり変更する。

7 教育の振興 （3）計画の表中

「

6 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎 屋内運動場 教職員住宅 水泳プール スクールバス・ ボート 給食施設	清水小学校施設改修事業	町	
		御影小学校施設改修事業	町	
		教員住宅整備事業	町	
		清水学校水泳プール整備事業	町	
		スクールバス購入	町	
		給食センター施設等改修事業	町	
	(5) その他	図書館資料整備事業 図書資料購入	町	

」を

「

6 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎 屋内運動場 教職員住宅 水泳プール スクールバス・ ボート 給食施設	清水小学校施設改修事業	町	
		御影小学校施設改修事業	町	
		教員住宅整備事業	町	
		清水学校水泳プール整備事業	町	
		スクールバス購入	町	
		給食センター施設等改修事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等	図書館施設等改修事業	町	
	(5) その他	図書館資料整備事業 図書資料購入	町	

」に

改める。